

入札説明書

「佐賀県豚熱経口ワクチン散布業務委託（後期）」に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 業 務 名 佐賀県豚熱経口ワクチン散布業務（後期）委託

(2) 業務内容

豚熱経口ワクチンの野外散布及びワクチン摂取状況確認

(3) 業務期間 契約日から令和 8 年 3 月 19 日（木）

(4) 提出書類の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所 下記 2 のとおり

2 事務局（担当部局）

佐賀県野生イノシシ豚熱対策協議会事務局

(佐賀県農林水産部生産者支援課内)

〒840-8570 佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号

TEL：0952-25-7113 FAX：0952-25-7271

E-mail：seisanshashien@pref.saga.lg.jp

3 入札参加者に必要な資格等

本件に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者及び佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する

暴力団員を言う。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (7) 佐賀県内にワクチン散布の拠点となる本店、支店又は営業所を3か所程度有すること。(一部業務を再委託する場合、再委託先を含む)

4 入札説明書等の配布機関、配布場所及び配布方法

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる期限までに必要な書類を提出する。なお、指定した期限までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格

- ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式第1号)
- イ 営業概要書(別紙様式第2号)
- ウ ワクチン散布拠点(予定)一覧(別紙様式第3号)

(2) 提出期限

令和7年10月16日(木)午後5時まで

(3) 提出場所

前記2へ郵送又は持参により提出する。

(4) その他

- ア 申請書等の資料作成及び申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使
用しない。
- ウ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書等は返却しない。
- オ 提出された申請書等は公表しない。
- カ 提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。
- キ 申請書の提出後、入札を辞退する場合は、入札辞退届(別紙様式第4号)を前記2の
場所に入札日時までに提出しなければならない。

(5) 入札参加資格の確認

落札者については、開札後に、入札参加資格について確認を行うものとする。

5 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問票（別紙様式第5号）によって提出すること。
質問に対する回答は、質問提出期間終了後に一括して佐賀県ホームページ内に公開する。

（1）提出期限

令和7年10月16日（木）午後5時まで

（2）提出場所

前記2に同じ

（3）提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール

なお、郵送の場合は提出期限内必着。また、電話での質問は受け付けない。

6 入札及び開札

（1）入札参加者又はその代理人は、別添佐賀県豚熱経口ワクチン散布業務（後期）委託契約書（案）、業務委託仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（2）入札参加者又はその代理人は、入札書（別紙様式第6号）を直接提出しなければならない。

郵送、電話、電報、FAX その他の方法による入札は認めない。

（3）入札の執行日時等は、次のとおりとする。

日時：令和7年10月24日（金）午後1時30分

場所：佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室

（4）入札参加者又はその代理人は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 件名

ウ 入札年月日

エ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人は入札権限に関する委任状（別紙様式第7号）を提出すること。

（5）入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「[佐賀県豚熱経口ワクチン散布業務（後期）委託]入札書在中」と記載しなければならない。

（6）入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（7）入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する

ことがある。

- (8) 入札金額は、総価を記載する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。
- (9) 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請書に係る資格審査が開札時までには終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格のないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別途日時を定め入札をする。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 委任状を提出しない代理人の提出した入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2 人以上の代理人がした者の入札
- (10) 全各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3)(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 入札価格内訳書の提出

落札者は速やかに入札価格内訳書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

11 契約書の作成

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

12 その他

(1) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、遵守すること。

(2) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由等して異議を申し立てることはできない。

(3) その他詳細不明の点については、7により説明を求め、内容を十分承知しておくこと。